

## 役員、評議員、委員等の報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人 恵福社会

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵福社会（以下「法人」という。）の役員、評議員、委員等の報酬及び費用弁償報酬に関する事項を定める。

### (費用弁償)

第2条 前条に定めるものが、その職務のため出張する場合は、費用弁償として旅費を支給する。

2.前条の旅費の支給方法は、つぼみ保育園職員旅費規程に準じ園長級相当とする。

### (役員報酬)

第3条 役員が理事長の招集に応じ理事会、評議員会、監事監査及び評議員選任・解任委員会等に出席したときは、その日数1日につき5,000円を支給する。

2.監事が会計監査のため出席したときは、その出席日数1日につき、日当7,000円を支給する。

3.評議員が評議員会に出席したときは、その出席日数1日につき、5,000円を支給する。

4.評議員選任・解任委員が委員会に出席した日数1日につき、5,000円を支給する。

### (附則)

1.この規程は平成22年4月1日から施行する。

2.この規程は平成29年4月1日から施行する。(規程名称の変更・第1条・第3条2.3.4)